

# 博多川における河川空間利用の実証に関する要項

令和8年3月

福岡市

## 1 目的

博多川は、「新・福岡都心基本構想（平成 18 年 6 月策定）」に那珂川・博多川を活用した都心部の賑わいづくり、水辺の緑化推進等の施策が位置づけられたことを契機に平成 18 年度より「博多の水辺空間魅力創出事業」に取り組むなど、河川空間の利用と良好な河川維持活動による水辺空間の魅力向上が官民により図られている。

都心部の貴重な水辺空間である那珂川においては、現在水上バスが運航する等、観光資源のひとつとなっている。博多川においても観光客等のエリア滞在時間の増加等の観点から水辺の更なる利用に向け、河川空間においてコンテンツを実施する事業者を募集し、実証実験を行うものである。

詳細の利用ルールについては、別紙「博多川 利用ルール（実証）」を参照すること。

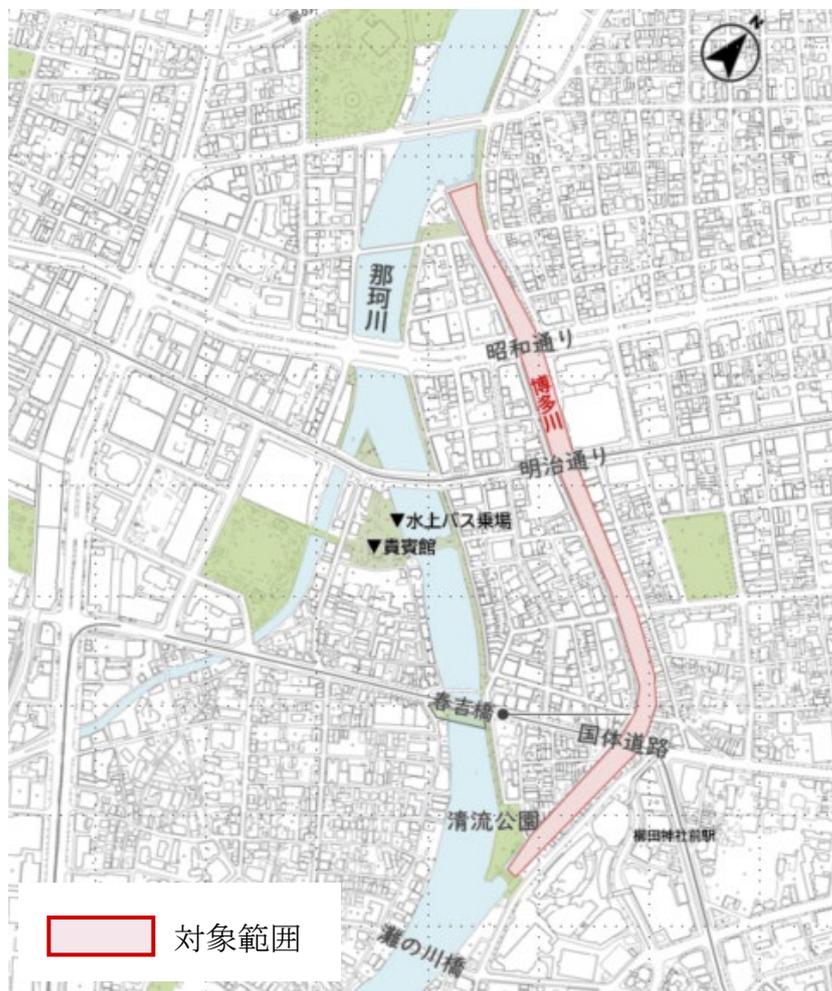
## 2 利用可能な事業者

- ・河川管理者\*及び事務局が事業者に対し付した条件を遵守できるもの
- ・地域合意及び近隣住民の理解が得られた事業者

※河川管理者は、道路下水道局河川課及び博多区管理調整課を指す

## 3 対象範囲

博多川



4 利用期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日(水)まで

5 利用可能時間

1日あたりの利用可能時間

8：00～22：00まで（設置・撤去を含む）

※音（音楽、楽器、スピーカー等）を出す場合は21：00までとする。

6 占用料

全額減免

7 利用目的

観光振興、地域活性化など賑わい創出に資するものであること。

※営業活動を行うことは可能だが、営業活動が主目的とならないように留意すること。

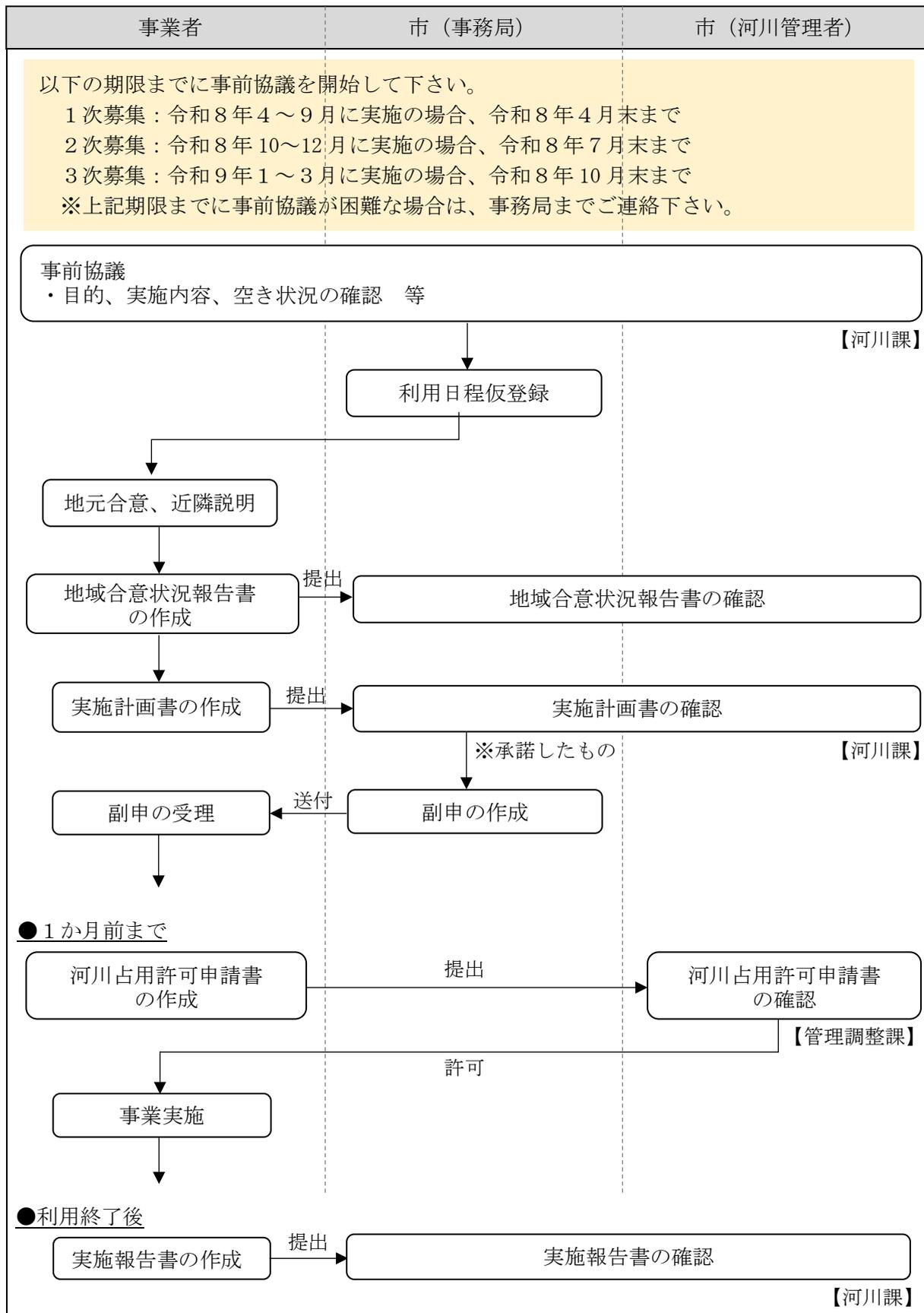
8 利用内容

(1) イベント

(2) 舟の運航

※詳細の利用ルールについては、「博多川 利用ルール（実証）」を参照

## 9 利用手続き



## (1) 利用開始前

### ①事前協議

博多川の利用にあたり、事前に経済観光文化局地域観光推進課（以下、「事務局」という。）及び道路下水道局河川課（以下、「河川課」という。）と原則、下記の期限までに事前協議書（様式1）を作成し、利用の目的や実施内容、運営体制（責任者等）、安全対策等を確認するため事前協議を実施すること。

※複数者による申入れにより、開催できない場合がある。

1次募集：令和8年4～9月に実施の場合、令和8年4月末まで

2次募集：令和8年10～12月に実施の場合、令和8年7月末まで

3次募集：令和9年1～3月に実施の場合、令和8年10月末まで

### ②地元合意、近隣説明

地域と調整を図り、必ず地域の合意を得ること。その他、「事務局」と協議の上、説明先を決定すること。また、状況に応じて、近隣住民に実施内容を説明し理解を得ること。事業者は、地域合意状況報告書（様式2）を作成し、「事務局」及び「河川課」に提出すること。

### ③実施計画書の策定

地域合意等が得られた事業は、事前協議を踏まえ、実施計画書を策定し、「事務局」及び「河川課」へ提出すること。

関係者との協議により変更があった場合には都度「事務局」及び「河川課」へ提出すること。

#### 【実施計画書】

- ・ 目的、実施内容、利用期間・時間
- ・ 位置図、利用範囲  
(工作物がある場合、構造や占有面積が分かる資料、  
治水上の安全確保に関する資料を合わせて提出)
- ・ 実施主体、運営体制（責任者等が分かるもの）
- ・ 収支計画
- ・ 安全対策
- ・ 緊急連絡体制
- ・ 地域貢献（清掃や花壇の手入れなど）
- ・ 防火対策、消火対策（火気を使用する場合）
- ・ 地域合意状況報告書（②にて作成したもの）
- ・ その他市が必要とするもの

### ④副申の交付

実施計画書の内容を踏まえ、「事務局」から副申を交付

#### ⑤博多区管理調整課への河川占用許可申請書の提出

実施計画書の内容を踏まえ、「事務局」から交付された副申を添付し、河川占用許可申請書を博多区管理調整課（以下、「管理調整課」という。）へ提出すること。

#### (2) 利用終了後

利用終了後1か月以内に「事務局」及び「河川課」に実施報告書を提出すること。

※期限までに実施報告書が提出されない場合は、次回の利用を制限する場合がある。

##### 【実施報告書】

- ・ 実施内容、実施期間・時間
- ・ 地域貢献の実施内容（清掃や花壇の手入れなど）
- ・ 実施時の写真（実施内容が分かるもの）
- ・ 利用者数
- ・ 利用者、関係者の意見
- ・ 収支計算書
- ・ 利用にあたっての意見・要望等
- ・ 事故報告書（警察や消防に関する事故を起こした場合）

#### 1 0 許可の取消

次のいずれかに該当する場合は、河川占用許可を取り消し、今後の利用を認めない場合がある。

- ・ 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
- ・ 施設や付帯設備・備品を破壊、滅失する恐れがあると認められるとき
- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団の利益となると認められるとき
- ・ 河川法、その他関係法令に違反したとき
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ・ 事前に提出した実施計画書と実施内容が異なったとき
- ・ 許可条件に違反したとき
- ・ 本資料に記載されている遵守事項、その他市担当者の指示に従わないとき
- ・ 河川の利用や管理運営上、支障があると認められるとき

#### 1 1 利用条件

「博多川 利用ルール（実証）」を参照

## 1 2 問合せ先

### 【事業全般（事務局）】

[所属] 福岡市 経済観光文化局 地域観光推進課

[住所] 福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1

[電話] 092-711-4984 [FAX] 092-733-5901

[メール] [chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp)

### 【河川占用許可全般 河川課】

[所属] 福岡市 道路下水道局 建設部 河川課 管理係

[住所] 福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1

[電話] 092-711-4497 [FAX] 092-711-4466

[メール] [kasen.RSB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kasen.RSB@city.fukuoka.lg.jp)

### 【河川占用許可提出 管理調整課】

[所属] 福岡市 博多区 地域整備部 管理調整課 管理第 1 係

[住所] 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 8 - 1 (8 階)

[電話] 092-419-1061 [FAX] 092-441-5603

[メール] [kanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp)

## 事前協議書

実施名		
目的		
実施内容		
実施日時		
実施場所		
実施主体	名称	
	代表者氏名	
	住所	
	電話	
	担当部署	
	担当者連絡先	氏名： 役職名： 電話： メール：
	その他連絡先 ※緊急時に担当者 と連絡がつかなか った場合に連絡	氏名： 役職名： 電話： メール：
安全対策		
<p>※必要に応じて、欄を拡大して記入下さい。ページが増えても構いません。  ※利用ルールについては、別紙「博多川 利用ルール（実証）」を参照下さい。</p>		

地域合意状況報告書

説明先		説明日時	意見等	確認印
団体	氏名			
〇〇自治協議会	〇〇様			
〇〇連合会	〇〇様			
〇〇商店街振興組合	〇〇様			

※説明資料を別途提出下さい